

○	雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令案	新旧対照条文	1
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	.....	1
○	総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）	.....	2

改 正 案		現 行	
第二十三条（略）			
2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。			
(略)	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条	(略)	同条の政令で定める独立行政法人
雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号） <u>第二条第二項、第三条第二項、第十条第一項及び同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）</u>		同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人	
第二十三条（略）			
2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。			
(略)	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条	(略)	同条の政令で定める独立行政法人

改 正 案	現 行
<p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第 二条第二項、第三条第二項、第十条第一項及び同条第二項（同条第 四項において準用する場合を含む。） 同法第二条第二項の政令で 定める独立行政法人</p>	<p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五（略）</p>